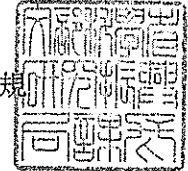


関係各研究機関等の長 殿

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長

堀 内 義 規



(印影印刷)

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の一部
を改正する件等について（周知）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号）等の施行に伴い、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の一部を改正する件」が別紙 1-1 のとおり平成 25 年 8 月 30 日環境省告示第 80 号として告示され、また「実験動物の飼養および保管並びに苦痛の軽減に関する基準の一部を改正する件」が別紙 2-1 のとおり平成 25 年 8 月 30 日環境省告示第 84 号として告示され、それぞれ平成 25 年 9 月 1 日から適用された旨、環境省より通知がありましたので周知します。

なお、文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号）（以下、「基本指針」という）については、変更はありませんが、研究機関等におかれては、上記の改正内容を確認のうえ、更なる機関管理の徹底をお願い致します。

また、環境省作成の、上記内容を説明するリーフレット「実験動物の適正な飼養保管等を推進するために」を併せてお送りしますので、御確認ください。

以上

添付資料

- 1-1：動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（改正版）
- 1-2：動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（変更箇所）
- 1-3：動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（新旧対照表）
- 2-1：実験動物の飼養および保管並びに苦痛の軽減に関する基準（改正版）
- 2-2：実験動物の飼養および保管並びに苦痛の軽減に関する基準（変更箇所）
- 2-3：実験動物の飼養および保管並びに苦痛の軽減に関する基準（新旧対照表）

本件問合せ先：文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命科学係

TEL：03-6734-4366

26
545
-3